

2 健介保第 1566 号

令和 2 年 12 月 25 日

各高齢者施設 管理者様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

食事の際の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

日頃は本市介護保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
また新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、日々感染拡大防止に取り組みながら介護サービスの提供を継続していただき、厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービスの提供時に感染のリスクを伴う場面の一つとして、食事の場面があります。食事の際は、多くの利用者が食堂に集まり、マスクを外して会話をするなど、濃厚接触となる要素が複数存在し、このような場面で感染が広がった事例が見受けられます。

つきましては、食事の際の感染症対策について別紙のとおりまとめましたので、参考としていただき、引き続き感染症対策にご尽力いただきますようお願いいたします。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（電話 9 7 2 - 3 0 8 7）

高齢者施設における 食事の際の感染症対策について

「密」を避けましょう

- ・ 食事の時間をいくつかのグループでずらすなど、一度に大勢の方が集まらないように工夫しましょう

飛沫に注意！

- ・ 同じ方向を向いて座る、はす向かいに座るなど、お互いに正面で向かい合うことは避けましょう
- ・ アクリル板のパーテーション設置も有効です
- ・ 食事介助は斜め後ろから、飲み込みの様子を観察しながら行いましょう

基本的な対策を大切に！

- ・ 食事の前の手指消毒、介助者のマスク着用など、基本的な感染対策を大切にしましょう

厚生労働省の作成した「介護職員のための感染対策マニュアル」等もご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html